

徳島県工事成績評定要領

工事成績評定要領

平成29年4月1日

(目的)

第1 この要領は、徳島県工事検査規程（以下「工事検査規程」という。）第9条の規定に基づき、工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ適確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、請負額が500万円以上の請負工事について行う。

(評価者)

第3 工事成績の評価者（以下「評価者」という。）は、工事検査規程第3条の規定により検査を命じられた工事検査員並びに当該工事を担当する総括監督員（総括監督員のいない工事にあつては主任監督員）及び主任監督員又は現場監督員（総括監督員のいない工事にあつては現場監督員）とする。

(評価の方法)

第4 評価は、工事ごとに独立して行うものとする。
2 評価は、監督または検査により確認した事項に基づき、評価者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
3 評価は、工事成績表（別記一1）、考査項目別運用表（別紙一1～別紙一3）によるものとする。
4 細目別評価点は、細目別評価点表（別記一3）に記録するものとする。
5 評価結果は、工事成績評価表（別記一4）に記録するものとする。
6 評定にあつては、「記入方法及び留意事項」（別紙一4）及び「施工プロセスチェックリスト」（別紙一5）を考慮するものとする。
7 「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別添様式1及び別添様式2により提出できるものとし、評価者は、提出があつた場合は考慮するものとする。

(成績表の提出)

第5 監督員は、検査が実施されるまでに工事検査員を除く評価を取りまとめのうえ工事成績表・細目別評価点表及び工事成績評価表（以下「成績表」という。）を工事検査員に提出するものとし、工事検査員はこの成績表に自己の評価を加えて成績点合計を算出するものとする。
2 工事検査員は、評価を定めたときは、成績表を工事検査復命書（検査規程第11条関係）に付するものとする。

(評定結果の通知)

第6 検査に係る工事を施行する契約担当者は、前項の規定によって算出された合計点をもってそのまま工事成績を評定するものとし、その評定の結果を当該工事の受注者に対して工事成績評定通知書（別記一2）により通知するものとする。

(評定の修正)

第7 契約担当者は、評定の結果を通知した後、工事に瑕疵（欠陥）のあることが判明し評定を減点修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第8 第6または第7の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、契約担当者に評定の内容について説明を求めることができるものとする。
2 契約担当者は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則（平成12年12月26日改正）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成13年1月1日以後に行う検査について適用し、第6条の規定は、平成13年4月1日以後に行う検査について適用する。
（徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準、徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準の廃止）
- 3 次に掲げる基準は、廃止する。
 - 1 徳島県土木工事しゅん工検査工事採点基準
 - 2 徳島県建築工事しゅん工検査工事採点基準

附 則（平成13年4月1日改正）

- 1 機構改革に伴う部名等の変更。
- 2 この要領は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月4日改正）

- 1 この要領は平成15年1月1日から施行する。
- 2 この要領は平成15年1月1日以後に行う検査について適用する。

附 則（平成15年7月4日改正）

- 1 この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成15年9月29日改正）

- 1 この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年4月1日以降に行う検査について適要する。
（徳島県農林水産部工事成績評定要領及び徳島県県土整備部工事成績評定要領の廃止）
- 3 次ぎに掲げる要領は廃止する。
 - 1 徳島県農林水産部工事成績評定要領
 - 2 徳島県県土整備部工事成績評定要領

附 則（平成17年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成21年9月10日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成21年10月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。

附 則（平成22年3月16日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成22年4月1日以降に行う検査について適用する。

附 則（平成23年10月7日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年4月1日改正）

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成25年8月9日改正）

- 1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年3月26日改正）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成26年7月24日改正）

- 1 この要領は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年4月27日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年5月1日以降、入札公告・指名通知を行う工事について適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成28年7月1日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則（平成29年3月31日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、工事を発注する部局ごとに改定された工事共通仕様書等を適用する工事から適用する。
- 3 この要領の改正後のそれぞれの要領の様式に相当するこの要領による改正前のそれぞれの要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

工 事 成 績 表

所属年度		所 属					工 事 名					請 負 金 額								
工事場所		現場代理人					主任技術者					監 理 技 術 者								
受注者名		検査年月日	平成	年	月	日	工期	平成	年	月	日	～平成	年	月	日	完成年月日	平成	年	月	日
考 査 項 目		主任監督員又は現場監督員					総括監督員(主任監督員)					工事検査員								
		氏名					氏名					氏名								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+ 5		+2.5		0	- 7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	- 5														
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	- 5								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	- 5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+ 5		+2.5		0	- 5	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等																			
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		+					+					+								
評定点 (65±加減点合計) ※1		①					②					③								
評定点計		_____点					_____点					_____点								
		_____点					_____点					_____点								
7. 法令遵守等 ※4		_____点					_____点					_____点								
評定点合計 ※5		_____点					評定点計(_____点) - 法令遵守等(_____点) = _____点					_____点								
8. 総合評価技術提案	技術提案等履行確認 ※6						履 行					不 履 行								
所 見	主任監督員又は現場監督員						総括監督員(主任監督員)					工事検査員								

※1 1～3、の評定 (65±加減点合計) + 4、5、6の評定 (加点合計) - 7の評定(減点) = 評定点 各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

4、5、6、は加点評価のみとする。また、7の法令遵守等は、減点評価のみとする。

各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、工事検査員の評価に先立ち監督員が行う。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全対策等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際して、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価すること。ただし、総括監督員がいない工事は担当係長、担当係長の上司の合議をもって記述する。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※6 総合評価技術提案は、技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合、「不履行」を選択する。

別記－ 2

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名（契約の相手方） 殿

（契約担当者）知事、局長

工事成績評定通知書

貴社が受注した次の工事について、徳島県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

記

工 事 名			
路 線 名 等			
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期			
検 査 年 月 日			
評 定 点	点	項目別評定点	別表 1 のとおりです。

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の趣旨を付してこの通知を受けた日から 14 日（休日含む）以内に書面により説明を求めることができます。疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、この工事成績評定通知書は、検査日が平成 15 年 10 月 1 日以降のものから閲覧公表いたしますのでご承知おきください。

（手続などの問い合わせ先及び送付先）

〒 住所

事務局名（係名まで記入）、電話番号

別表 1

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.3点
	II. 配置技術者	／4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0点
	II. 工程管理	／8.1点
	III. 安全対策	／8.8点
	IV. 対外関係	／3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9点
	II. 品質	／17.4点
	III. 出来ばえ	／8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	／7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	／5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献等	／5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
評 定 点 計		／100.0点

※評定点計は、四捨五入により整数とする。

別記-3

細目別評点表

項 目	細 別	主任監督員 又は現場監督員	総括監督員 (主任監督員)	工 事 検 査 員	配点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	$(1.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.3点
	II. 配置技術者	$(3.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	13.0点
	II. 工程管理	$(4.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(2.0) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		8.1点
	III. 安全対策	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点	$(3.0) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		8.8点
	IV. 対外関係	$(2.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			3.7点
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形	$(4.0) \times 0.4 + 2.8 =$ 点		$(10) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	14.9点
	II. 品質	$(5.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点		$(15) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	17.4点
	III. 出来ばえ			$(5.0) \times 0.4 + 6.5 =$ 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		$(20) \times 0.2 + 3.3 =$ 点		7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	$(7.0) \times 0.4 + 2.9 =$ 点			5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		$(10) \times 0.2 + 3.2 =$ 点		5.2点
7. 法令遵守等			$() \times 1.0 =$ 点		
評 価 点 計		40点	20点	40点	100点
					点

※合計得点は、四捨五入により整数とする。

工事成績評価表

所属名：

工 事 名		
路 線 名 等		
工 事 箇 所		
契 約 金 額		当 初 : 円
		最 終 : 円
工 期		当 初 : 平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日
		最 終 : 平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日
竣工検査年月日		平 成 年 月 日
受 注 者	受 注 者	
	現 場 代 理 人 氏 名	
	主 任 技 術 者 氏 名	
	管 理 技 術 者 氏 名	
一次評価者 主任監督員又は現場監督員 職氏名		
二次評価者 総括監督員(主任監督員) 職氏名		
三次評価者 工事検査員 職氏名		
①主任監督員又は現場監督員評価点		点
②総括監督員(主任監督員) 評価点		点
③工事検査員 評 価 点		点
④法令遵守等(減点のみ)		- 点
⑤評価点合計		点

- 注 1) 部分引渡しの場合は、主任監督員又は現場監督員、総括監督員(主任監督員)、工事検査員が各々評定を行い、竣工の際に、竣工検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 2) 主任監督員又は現場監督員、総括監督員(主任監督員)、工事検査員の評価点は小数第1位までとする。
- 3) 評価点合計は、四捨五入により整数とする。
- 4) ④法令遵守等は、総括監督員(主任監督員)が記入する。

平成 28 年 7 月 1 日改定

「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関する実施状況について

公共工事の品質の確保を図るため工事成績評定を定め評定をしております。
この工事成績評定の中に、「創意工夫」「工事特性」「社会性等」の項目があり、
請負者から提出する場合の様式（実施状況）を定めております。

○共通事項

「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関して、請負業者は、当該工事における
実施状況を提出できるものとし、評価者は、提出があった場合に考慮し評定するものとする。

なお、工事完了までに提出するものとする。（実施状況・・・別添様式 1、2）
ただし、県産木材（木製看板、バリケード等）、徳島県リサイクル認定製品等、
所定の報告様式が別途定められているものについては、その報告をもって実施状況
の報告とみなすことができます。

○各項目の留意事項

1. 工事特性

- ・工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力を要する必要があった技術であること。
- ・「創意工夫」との二重評価はしない。

2. 創意工夫

- ・請負業者の当該工区独自の意義のある自主的な提案であること、なお、県内工事において一般的に実施されている取組は評価の対象から外れる。
- ・実施することにより得られる便益があること。
- ・仕様書指定、技術提案、イメージアップ費用対象は、評価対象外。
- ・「工事特性」との二重評価はしない。
- ・同一項目の場合は、二重評価はしない。

3. 社会性等

- ・工事の施工にとまなう、地域社会や住民に対する配慮等の貢献であること。
- ・工期内での取り組みであること。
- ・1つの取り組みで、提出できるのは1工事です。
- ・工事名、取組場所、取組時期が工事写真等で確認できること。
- ・同一項目の場合は、二重評価はしない。

○その他

- ・「創意工夫」「工事特性」「社会性等」に関する実施状況（様式 1、2）は、平成 21 年 10 月 1 日以降入札公告・指名通知を行う工事について適用
- ・平成 22 年 4 月 1 日施行 工事成績評定要領の見直しに伴う変更
- ・平成 28 年 7 月 1 日施行 徳島県土木工事共通仕様書等の改定に伴う変更
ただし、徳島県土木工事共通仕様書に基づかない工事については、当該工事の該当する共通仕様書を所管する主管課が別途定めた期日より適用する。

別添様式 1

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況

工事名	請負者名	
項目	評価内容	備考
<input type="checkbox"/> 創意工夫	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う器具・工具・装置類 二次製品、代替材の利用 施工方法の工夫、施工関係の工夫 照明・視界確保等の工夫 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	施工(土工、設備、コンクリート打設)の工夫 使用材料の工夫
	<input type="checkbox"/> 安全・衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫 環境保全に関する工夫
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 工事特性	<input type="checkbox"/> 構造物特殊性	対象構造物の規模が特殊 対象構造物の形状の複雑さ 構造物、技術固有の難しさへの対応
	<input type="checkbox"/> 作業環境、社会条	鉄道・供用中の道路・建築物等の近接物 地中埋設物等の地中内の作業障害物 騒音・振動を配慮 現道上の交通規制 緊急時の対応 施工箇所が広範囲な工事
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	特殊な地盤条件への対応 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 急峻な地形及び土石流危険渓流内 動植物等の自然環境の保全配慮
	<input type="checkbox"/> 長期工事の 安全確保	
<input type="checkbox"/> 社会性等	<input type="checkbox"/> 地域への 貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施 徳島県リサイクル認定制度に基づく製品の使用

1. 該当する項目の□にレマークを記入
2. 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理

別添様式2

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工 事 名			/
項 目		評 価 内 容	
提 案 内 容			
説 明			
添 付 図			

※説明欄には、提案の実施内容について、目的(必要性)、対策(内容)及び効果(結果)等を簡潔に記載し、説明資料は、必要に応じ別葉とする。

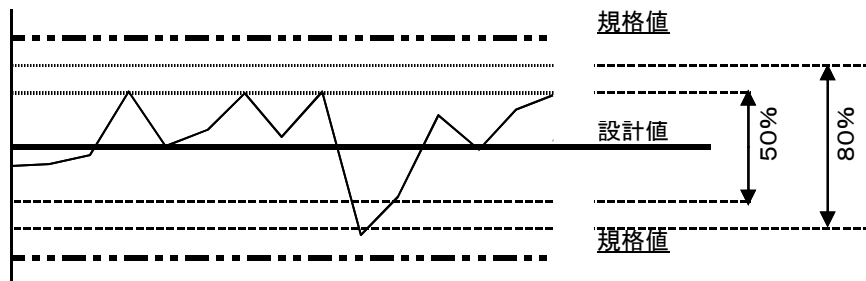
別紙-4(土木工事)

[記入方法及び留意事項]

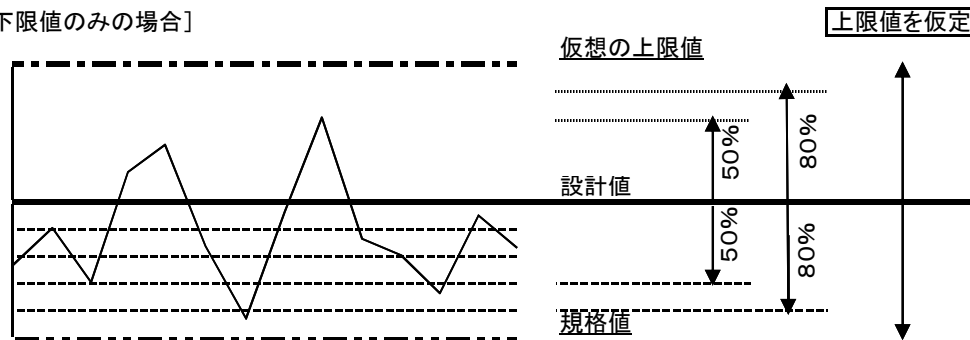
1. 出来形及び品質のばらつき考え方

[管理図の場合]

[上・下限値がある場合]

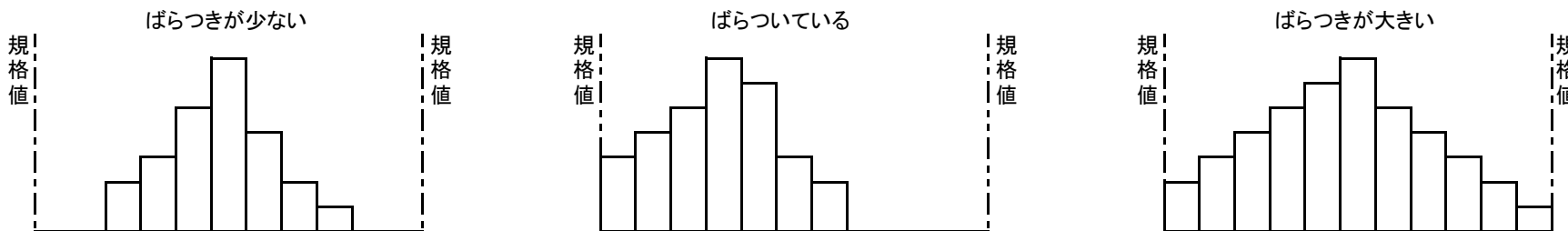


[下限値のみの場合]



※ 上限値のない場合のばらつき考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表または、ヒストグラムの場合]



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3) 「3. 出来形及び出来ばえ、II. 品質」に係る考査項目別運用表(別紙-3③~⑦-5)は、主たる工種の欄を適用するが、適用工種がない場合は「上記以外の工事又は合併工事」(別紙-3⑦-6)を活用するものとする。

3. コンクリート構造物のクラックについて(簡易な無筋構造物は除く)

- (1) 「有害なクラックであり、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、c 評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、d または e 評価とする。

4. その他

- (1) 施工及び管理については、請負者から提出又は提示された実施状況に関する書類を参考するとともに、請負者にその他必要な資料(設計図書等に定められているものを除く)の提示を指示するものとする。
- (2) 「施工プロセスチェックリスト」を活用し、評定を行う。(当初設計金額3千万円以上の工事に適用する。)

[ICT活用工事の場合]

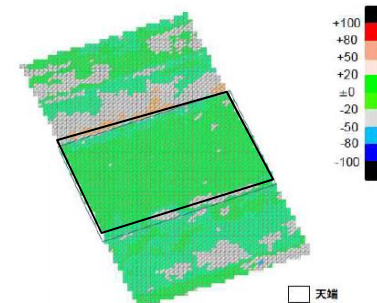
出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数により、ばらつきを判断する。

※ばらつきが概ね80%以内の例

	全データ数		
	規格値の±80%以内のデータ数	規格値の±50%以内のデータ数	
天端のばらつき	1000	850	(OK)
法面のばらつき	2000	1600	(OK)
	1400		(OUT)

※ばらつきが概ね50%以内の例

	全データ数		
	規格値の±80%以内のデータ数	規格値の±50%以内のデータ数	
天端のばらつき	1000	950	(OK)
法面のばらつき	2000	1800	(OK)
	1600		(OK)



「施工プロセス」のチェックリスト

項 目 目 録	細 別	確 認 項 目	チ ェ ッ ク リ ス ト 一 覧 表 (チ ェ ッ ク の 目 安)	チ ェ ッ ク 時 期 (指 示 事 項)					備 考
				着 手 前	施 工 中				
2	I 施 工 管 理 状 況	○設計図書 の照査等	・契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○施工計画 書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。(着手前、変更時)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・記載内容と現場施工方法が一致している。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・記載内容(作業手順書等)と現場施工体制が一致している。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。(着手前、変更時)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○施工管理 ・出来形、 品質管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○検査(確 認を含む) 及び立会い 等の調整	・監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会願を提出している。<改正前の共通仕様書に基づく工事>(施工時1回程度)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会の連絡調整を行っている。<改正後の共通仕様書に基づく工事>(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・段階確認の確認時期が、適切である。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○建設副産 物及び建設 廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により定期的に処理されていることを確認し、監督員に提示した。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
			・建設リサイクル法の対象工事については工事届出の手続きがされているか。(着手前)	(/) <input type="checkbox"/>					
		○指定建設機 械類の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
II 工 程 管 理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書面で提出した。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
III 安 全 対 策	○安全活動	・災害防止協議会等の設置及び活動記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・店社パトロールの実施及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・安全・訓練等の実施及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・安全巡視、TBM、KY等の実施及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・新規入場者教育の実施及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
	○仮設備点 検等	・過積載防止の取組記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・使用機械、車輛等の点検整備等の管理及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・重機操作時の安全点検記録等。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・山留め、仮締切設置後の点検及び管理記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・足場、支保工の組立完了・使用中の点検及び管理記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
○安全パト ロールの指 摘事項の 処理	・保安施設等の整理・設備・管理の的確性及び記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>				
IV 対 外 関 係	○関係機関 等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整の記録。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い記録がある。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		・標準断面図及び工事案内看板を掲示し通行者や住民に周知している。(施工時適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			